

5. 新玉村ゴルフ場（指定管理者；金井興業（株））



（施設の概要）

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和60年10月28日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,913yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	1,321,125千円
敷地面積(所有者)	539,949㎡
備考(大規模改修等)	-

監査結果（指摘事項）

（1）収入の範囲の定義が不明であることについて

新玉村ゴルフ場は利用料金制度を採用しており、県への納付金は事前に決められている金額以外に、ゴルフ場の運営で生じた利益に応じて追加的に納付金が納められる仕組みとなっている。しかしながら、利益の計算をするためのベースとなる収入について、どこまでの収入がゴルフ場の利益計算に含まれるのか定義が曖昧であり改善すべきである。

（現状及び問題点）

新玉村ゴルフ場は利用料金制を導入しており、ゴルフ場の利用に係る料金は全て指定管理者の収入となり、指定管理者は県に納付金を支払うという形態をとっている。この納付金は2種類定められており、固定金額として年額203,700千円の支払と、ゴルフ場の運営で獲得される利益額を基に計算される金額の支払を行うこととなっている。

納付金のうち利益額をベースに算定するものについては、利益額がどのような収入（利益）と支出（費用）により算定されるかが明確でなければ正確に計算することはできない。これに対して、ゴルフ場の利用料金として群馬県ゴルフ場管理条例にプレー料、カート料、年間パスポート料が定められているものの、付随的に生じる食堂やクラブハウス内のショップからの収支については仕様書の中で「クラブハウス内での飲食の提供、物品の販売等は指定管理者の責任において行う。」とされているだけで、利益額の算定に含まれるいわゆるゴルフ場の利用に係る料金なのかそうでないのか明確ではない。

（改善策）

利益額を基に算定される納付金があることから、利益額をどのように算定するかは明確に定義される必要がある。ゴルフ場の運営から付随的に生じる食堂等の収支について、これが利益額の算定に含まれる収支なのかそうでないのかを協定書等において明確に定義づけるべきである。

（2）収支状況報告書と会計帳簿との不整合及び区分経理について

収支状況報告書は3月末の決算整理事項が不明瞭であり、会計帳簿との整合性が確認できなかった。区分経理の適正性について検証できない。

（現状及び問題点）

基本協定書第17条第2項の事業報告書には「管理及び運営に係る収支状況に関する事項」として収支状況報告書の提出が求められている。収支状況報告書には4月1日から翌年3月31日までの1年間の収入・支出（収益・費用）を記載することとされている。当施設の指定管理者の事業年度は6月1日から翌年5月31日であり、当施設の収支状況を把握するためには、指定管理者の行う他の事業との区分経理を要するほか、前期の4月・5月の2カ月と当期の6月から3月までの10カ月を合算して1年間の収支を把握しなければならない。

新玉村ゴルフ場の実際の収支状況が報告されるためには、指定管理者の事業全体の帳簿から区分経理・決算期間調整等が誘導的に実施され、一つの事業部門である新玉村ゴルフ場の収支状況が導出される必要がある。

しかしながら、その導出の過程に以下のような不整合が生じており、結果として、指定管理事業の収支状況報告書が会計帳簿にもとづいて適正に作成されているとは判断できない結果となっている。

収支状況報告書を作成するために3月に調整された項目の根拠資料が不明である。

同様に、3月に調整された項目と事業全体の帳簿との一致が得られない。

収支状況報告書の期首商品棚卸高は平成19年3月末の商品棚卸高であるべきにもかかわらず、平成19年5月末の商品棚卸高となっている。また、期末商品棚卸高は平成20年3月末の商品棚卸高であるべきにもかかわらず、貸借対照表の棚卸資産の内訳としての商品残高と合致していない。

会社全体の総勘定元帳を検証したところ、指定管理事業決算のための3月末調整項目である棚卸資産、前払費用、仮払消費税等、買掛金、未払金、仮受消費税等、未払消費税等の科目について、総勘定元帳の3月末残高は調整前残高であるのに対して、総勘定元帳の4月分の月初繰越残高としては調整後の3月末残高が繰り越されるという不一致が生じており、3月から4月にかけての総勘定元帳の連続性が途切れている。

(改善策)

指定管理者全体の帳簿体系において、区分経理を明確にするために、その一部門である指定管理事業である新玉村ゴルフ場について部門別管理(部門別元帳等)を導入する、決算期調整のためには中間決算で用いられている精算表方式による調整処理を実施する等の工夫が必要である。

また、については、指定管理者の決算日を当施設としての決算日3月31日に変更するの一法である。

(3) 備品の現物管理の不備について

備品について現場で管理台帳が作成されていない。指定管理者は企業局から管理を委託されている備品について管理台帳を作成する必要がある。

(現状及び問題点)

企業局には固定資産台帳一覧表があるが、あくまで企業局の管理台帳であり、指定管理者として現物管理に利用されるべき台帳が作成されていない。

(改善策)

指定管理者は、現場管理用の備品台帳を作成し管理する必要がある。また、各備品に連番シール等を貼付し管理台帳と現品を明確に結びつける必要がある。

(4) 指定管理業務等の実施に必要な文書等の管理諸規則の未整備について

「新玉村ゴルフ場の管理および運営に関する基本協定書」(平成18年3月14日)(以下、基本協定書)第24条では、「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸

規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが文書等の管理に関する諸規則の整備が十分とはいえない。

(現状及び問題点)

基本協定書第 24 条では「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが、指定管理者は、指定管理業務に関する文書等について、必要な内規を定めておらず、また県に届け出ていない。

(改善策)

必要な内規を定め、県に届け出る必要がある。

(5) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報保護条例の趣旨に即して、規程を制定しなければならないが、規程は作成されていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 2 によれば

「乙(指定管理者)は、指定管理業務等に係る個人情報の適正な取り扱いに資するため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び群馬県個人情報保護条例(平成 12 年群馬県条例第 85 号)の趣旨に即して、収集、利用、提供及び適正管理等のほか、開示、訂正、利用停止の申し出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

2 乙は、前項の規定により制定した規程について、甲に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。」とされている。

金井興業株式会社は「個人情報の取り扱いについて(平成 17 年 3 月 10 日)」を企業局に提出しているが、当該「個人情報の取り扱いについて」の内容は方針に過ぎず規程にはなっていない。

(改善策)

個人情報特記事項に即して規程を制定し企業局に報告する必要がある。

(6) 個人情報の利用及び提供の制限に関する未承認について

指定管理者は委託先である P 社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが、企業局の承認を受けていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 5 によれば

「乙（指定管理者）は、甲（企業局）の指示があるときを除き、指定管理業務等に関して知ることができた個人情報を業務の目的以外のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。」とされている。しかし、指定管理者は委託先である P 社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが企業局の正式な承諾を受けていない。

（改善策）

業務の目的を達成するためであり、かつ、指定管理者と業務委託先に守秘義務契約があったとしても、個人情報取扱特記事項に基づき、企業局の正式な承認を受けなければならない。

意見

（１）事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について

事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。

（現状及び問題点）

事業計画書の収支計画と、実績報告である事業報告書の収支報告の支出項目の勘定が一致していない。両者の科目が一致していないということは、計画と実績の比較が不能であり、当初の計画がどの程度の精度のものか、実際の発生額が当初予定していた内容のものかどうかといった分析ができない。計画・実績を比較して内容を検討することは、効率性・経済性を向上させるために有用な手続であり、これができない状況にあることは適切ではない。

平成 19 年度における事業計画書に記載されている収支計画書と事業報告書に記載されている収支報告書の経費に関する勘定科目を比較すると以下のとおりである。

（単位；千円）

事業計画書における収支計画				事業報告書における収支報告		
収入	売上	ゴルフ収入		収	グリーンフィ	
		レストラン			諸経費	
		プロショップ			キャディフィ	
		その他			カートフィ	
		小計			ショップ売店	

支出	販売コスト	レストラン			入	レストラン	
		プロショップ				コース売店	
		その他				その他売上	
		小計				競技収入	
	人件費	フロント				会員年会費	
		レストラン				収入計	
		コース管理				売上原価	
		その他				売上総利益	
		小計				受取利息	
	営業経費	営業・フロント				雑収入	
		レストラン			総合計		
		ハウス管理			人件費等計		
		運営			一般管理費等計		
		総務			一般管理費合計		
		水道光熱費			広告宣伝費		
		手数料			販売促進費		
		保険料			販売費計		
		地代家賃			企業局納付金		
		リース料			雑損失		
		本社経費			支出計		
企業局納付金			収支				
小計							
経費合計							
収支							

収支計画書と収支報告書の勘定科目が異なっていたのでは、計画に対する実績比較が困難である。

(改善策)

収支計画書と事業報告書の収支報告書の勘定科目を統一し計画と実績の比較を容易にできるように工夫することが望まれる。

(2) 管理台帳で管理すべき備品の範囲について

企業局の資産として計上すべき備品は取得価額が10万円以上であるが、現物管理の観点から現場で管理台帳で管理すべき備品の範囲は10万円未満とすることが望ましい。

(現状及び問題点)

企業局の固定資産として計上すべき備品は群馬県企業局財務規程第168条第1項第一号により10万円以上としている。現場監査の結果、コース管理機械またレストラン家具等はゴルフ場を経営する上では重要な物品であるが、個々は10万円未満である。財務上は財務規程により10万円以上で足りるが、10万円未満の備品についても現品管理、県民財産の確保の観点から管理台帳で管理することが望まれ、指定期間満了時の引き継ぎにも支障が生じないと考えられる。

(改善策)

10万円未満の企業局所有の備品については、個々に台帳管理することが望ましい。しかしながら、管理コストの増加等の問題もあるので、レストラン内に机何脚、椅子何脚といった総数管理による簡便的な方法での管理も考えられる。

(3) 事業報告書提出時の受領印漏れについて

指定管理者からの定期報告書に受領日付印がなく、実際の提出日が確認できなかった。

(現状及び問題点)

基本協定書第17条には指定管理者から企業管理者への定期報告の提出期限が定められているが、報告書の授受にあたりどちらの保存分にも受領印が押印されていなかった。

企業局担当者に聴取したところでは、定期報告書への受領印押印は実施していなかったとの回答であった。

報告書には作成日または提出日の記載はあるが、受領印がないため実際の提出日が確認できなかった。

(改善策)

指定管理者からの定期報告書には月報、四半期報告、事業報告があるがどれも提出期限が定められている。期限遵守状況の確認のため、企業局の受領日付印押印を徹底することが望まれる。

(4) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるかどうか、業務継続能力を継続的にモニタリング

するためには指定管理者の経営状況等を把握する資料（決算書等）を定期的に入手することが望まれる。

（現状及び問題点）

基本協定書で定期報告を求めているのは指定管理事業についてのみであり、指定管理者の経営状況等に関する資料（決算書等）の提出を求めている。指定管理者制度においては、指定管理者が安定的に指定管理業務を遂行できるかどうかは重要な評価ポイントであると考えられる。指定管理者が指定管理事業以外の事業を行っている場合に、指定管理者の業務継続能力を確認するには指定管理者団体全体の決算書等、指定管理者そのものを知ることのできる資料を指定期間中にも定期的に確認する必要がある。

したがって、指定管理者選定後においても、指定管理者の経営状況等について継続的にモニタリングする手続を実施すべきものとする。

（改善策）

定期報告の一環として指定管理者の経営状況を把握するための書類（決算書等）の提出を求めることとし、それに基づいて指定管理者の業務遂行の安定性等を検証することが望まれる。

（５）区分経理における按分負担額の検証不足について

本社経費の按分負担額は算定根拠の妥当性を検証する資料が不足している。

（現状及び問題点）

基本協定書第 9 条第 1 項では指定管理者が行っている「指定事業以外の事業」と「指定事業」の経理を明確に区分しなければならないとされ、第 2 項では各事業間の共通経費の按分等が必要になる場合はその負担割合について事前承認を要することとされている。

新玉村ゴルフ場の平成 20 年度分の承認は平成 20 年 7 月 8 日課長決裁の回議書「新玉村ゴルフ場平成 20 年度収支計画に係る本社経費分負担額の承認について」によっている。指定管理者からの申請額は社長・担当部長ほか本社スタッフの給与・間接費に按分率を掛けて算定されているが、本社経費の範囲、按分率とも妥当性を検証する資料が添付されていない。

承認については「承認金額を上限とし、売上に応じて調整をする」との条件が付されているが、具体性に欠けると判断される。結果としては、平成 18 年度、平成 19 年度とも 1 千 2 百万円であり、平成 20 年度も同額が継続する見込みとなっている。

（改善策）

区分経理における按分負担額算定の妥当性を検証するためには、指定管理者の決算書の

事業部門別損益表、本社経費明細表など共通経費等の資料を添付することが必要である。

また、付帯条件については、売上がどんな状況であれば、どんな調整をするのか相互に確認できるよう具体化しておくことが必要である。

(6) 収支状況報告書の会計的チェック(会計監査)の必要性について

企業局では指定管理者から提出された収支状況報告書について会計帳簿との照合など監査的なチェックを実施していない。

(現状及び問題点)

企業局では指定管理者から提出された収支状況報告書は適正なものとして受け止めているため、現状は会計監査的なチェックは実施していない。

ただし、現場レベルでの売上金、経費などの収支の会計管理については評価委員の公認会計士にチェックを依頼している。

新玉村ゴルフ場は利用料金制が適用され、ゴルフ場の利用料金は全て指定管理者の収入となる。指定管理者からの企業局納付金は基本協定書第8条において「経常利益額」「総収入額」にもとづいて調整する場合があることが予定されている。したがって、収支状況報告書は指定事業の実績概況把握資料としてのみでなく、協定書にもとづく企業局納付金の算定基礎資料であることを認識する必要がある。この観点から、本来は専門的な会計監査も要する状況にある。

(改善策)

収支状況報告書に対しては、現状、会計監査が制度化されていない。したがって、その適正性を確認するのは企業局の責務と考える。企業局では収支状況報告書の適正性を確認できるだけの専門性を備える必要がある。

(7) 事業報告書に対する評価不足について

事業報告書にもとづく年度評価は評価結果が書面として残されていない。評価の実態に乏しいものと判断する。

(現状及び問題点)

平成19年度の事業報告書については、平成20年6月26日決裁の企業局回議書によれば財務管理課長により承認決裁されている。実施状況、利用状況については事業計画との比較確認を行うものの比較分析結果のコメントは書面では残されていない。さらに、収支状況に関しては総収入・総支出・収支差額を確認するレベルでとどまっている状況にあり、収支計画との対比によるコメントもない。平成18年度、平成19年度とも利用人員が増加し、平成19年度の収支差額が若干の黒字を確保している報告結果のため、差し迫って協定

書第 19 条の指定の取り消し等を発動することも考えられず問題意識に乏しかったと推察される。現状は制度導入で精一杯の状況にあり、将来を見通す対応は具体的な事例が生じてからの問題解決的な対応となるとの方針にとどまっている。

(改善策)

事業報告書による年度評価を制度として実施することとし、少なくとも評価結果を書面として作成し、指定管理者の管理に役立てることが望まれる。

収支状況については計画と実績の比較可能性に留意し、収支項目を同一とするなど様式の統一を図ることが必要である。

(8) 事業計画の提出時期の遅延及び検討不足について

事業計画書の提出時期が遅く、内容の検討不足が推察される。

(現状及び問題点)

平成 20 年度の事業計画書は平成 20 年 3 月 25 日作成とあるが、年度協定書の締結と事業計画書の承認を事案とする回議書局長決裁は平成 20 年 4 月 1 日付であった。提出日は受付日付印がないため明確でないが、事業計画書を十分に検討する時間がなかったものと推察される。

平成 20 年度の利用人員は前年比 1%程度に抑えられているほか、増減の著しい費目もあり、内容確認・協議等も必要であったと判断される。

(改善策)

企業局は 5 カ所のゴルフ場を管理する立場にあり、各所の比較分析により指定管理者を指導することも可能と考える。事業計画の分析により、指導性を発揮するためにも計画書の提出時期を 1 カ月ほど早めることが望まれる。

(9) 個人情報の取扱における従事者への周知及び監督の不足について

指定管理者は、指定管理業務等に従事している者に対して、個人情報の取扱いについて必要な事項を周知するとともに、適切な監督を行わなければならないが、周知すべき必要事項の文書化がなく、また、監督方法も明確にされていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 10 によれば

「乙(指定管理者)は、指定管理業務等に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知すると

ともに、指定管理者業務等処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。」とされている。しかし、周知すべき必要事項の文書化がなく、監督方法も明確にされていない。

(改善策)

指定管理者は、個人情報保護についての必要事項を文書化(個人情報保護に関する必要知識及びルールのマニュアル化)し、周知し監督する必要がある。具体的な周知及び監督方法としては、入社時および定期的な研修や退職時の確認書への署名等が考えられる。

(10) 個人情報利用中止の申し出窓口明示の不備について

個人情報の利用目的(ダイレクトメールの発送等)についてはフロント受付の備付の書面にて明示しているが、利用中止の申し出の窓口を明示していない。

(現状及び問題点)

お客様が受付時に「ご来場受付票」に氏名・住所・生年月日等の個人情報を記載していただくときは、フロント受付の備付の書面にて個人情報の利用目的を明示しているが、利用中止の申し出の窓口を明示していない。指定管理者から提出された「個人情報の取り扱いについて(平成17年3月10日)」においては、前橋市鳥羽町の指定管理者所在地が窓口とされているが、これはお客様には掲示されていない。新玉村ゴルフ場は県営であるが、指定管理者としてK社があり、また、ダイレクトメールではP社管理のホームページを参照させている。このように、お客様側からはどこが利用中止の申し出の窓口を把握することが困難な状況である。

(改善策)

お客様が、個人情報の利用中止の申し出を受けやすいように窓口を明示する必要がある。

(11) 新玉村ゴルフ場ホームページでの「個人情報保護と取り扱いについて」について

新玉村ゴルフ場のホームページ上の「個人情報保護と取り扱いについて」をクリックしても空白画面が表示されるだけである。

(現状及び問題点)

業務委託先のP社管理の新玉村ゴルフ場ホームページ(オンライン予約が可能で、県庁ホームページより県営ゴルフ場としてリンク)上の「個人情報保護と取り扱いについて」をクリックしても往査時点では空白画面が表示されるだけであった。

(改善策)

ホームページはP社の提携先ゴルフ場として紹介されており、企業局および指定管理者の直接の管理下ではないかもしれないが、県営ゴルフ場として県庁のホームページからのリンク先であり、オンライン予約も可能なことから企業局および指定管理者の広い意味では管理下であると考えられる。ゆえに、P社に対してホームページの改善を求める必要がある。

(12) 申請者に対して、申請書類が情報公開条例に基づき公開される可能性があることを適切に伝達していないことについて

申請者から提出される申請書類は情報公開条例に基づき公開される可能性があるが、そのことについて申請者に適時適切に伝達されているとは言い難い状況であるので、改善することが望ましい。

(現状及び問題点)

申請書類は情報公開条例に基づき申請書の情報が公開される可能性があるが、そのことについて募集要項など事前に提供される資料に記載がなされていなかった。申請者にとっては、申請に当たって提出した資料が公開請求により開示される可能性があるということは事前に認識しておくべき事項であると考えられるため、その旨を適時適切に情報提供することが望ましい。

(改善策)

募集要項に情報公開条例に基づき申請書の情報が公開される可能性がある旨を記載するなど事前に情報提供することが望まれる。

(13) 申請に当たって提出された資料を返却していたことについて

申請に当たって添付資料として提出された書類の一部を返却していたが、申請団体の適格性を確認するために提出を要請した資料であることから、県が保管すべきである。

(現状及び問題点)

募集要項では申請に当たって、事業計画書や提案書と合わせて添付書類として以下の資料の提出を求めている。

経営の状況を示す書類

定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

登記事項証明書その他これに類する書類又は代表者の住民票の写し

納税証明書

労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

団体又は代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書

上記の資料の入手状況を確認するために提出を求めたところ、～の資料が無かった。資料が無かった理由は指定管理者に返却したためであるとのことであるが、指定管理者として適格な団体であるかどうかの確認のために提出を求めた資料であり、適切に入手されていることを証明するためにも当然保管されるべきものとする。

(改善策)

県が必要と認めて提出を求めた資料は、県が適切に管理保管すべきである。